

JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表 (2023年12月21日改定)

2023年12月21日掲載

■「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約

改定前	改定後
<p>第2条（個人情報の預託）</p> <p>Apple Pay 利用者等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当行の事務において、Apple Pay に関する Apple Pay 利用者等への通知にショートメッセージサービス（SMS）を利用する場合は、Apple Pay 利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。</p>	<p>第2条（個人情報の預託）</p> <p>Apple Pay 利用者等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。<u>以下本条において同じとします。</u>）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。<u>また、第三者に業務委託する場合に、個人情報等が日本国外（アメリカ合衆国）へ預託されることあらかじめ同意するものとします。</u></p> <p><u>当該日本国外（アメリカ合衆国）の業務委託先に関する事項は以下のとおりとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報（アメリカ合衆国）</u> https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/ ・<u>業務受託先が講ずる個人情報保護のための措置に関する情報</u> <u>OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている。</u> <p>なお、当行の事務において、Apple Pay に関する Apple Pay 利用者等への通知にショートメッセージサービス（SMS）を利用する場合は、Apple Pay 利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。</p>
<p>第9条（本同意条項特約の位置付け及び変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本同意条項特約は Apple Pay 特約の一部を構成します。なお、会員規定等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。 本同意条項特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。 <p>※App Store、Apple、Apple Pay、iTunes は Apple Inc. の商標です。 (2018年11月19日時点)</p>	<p>第9条（本同意条項特約の位置付け及び変更）</p> <ol style="list-style-type: none"> 本同意条項特約は Apple Pay 特約の一部を構成します。なお、会員規定等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。 本同意条項特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。 <p>※App Store、Apple、Apple Pay、iTunes は Apple Inc. の商標です。 (2023年12月21日時点)</p>

■「電子メールによる書面交付に関する同意」

<p><u>Apple Pay 利用者は、割賦販売法第30条第1項及び第2項に定める書面交付に代えて、電子メール（本文に直接テキスト表示されます。）の方法により同条項に規定される事項が記載された電磁的記録が送信されることにつき、あらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p><u>なお、当行の判断により、電子メールではなく書面を発送する場合があります。</u></p> <p><u>(2016年10月20日時点)</u></p>	<p>(削除)</p>
---	-------------

■「電磁的方法による情報提供に関する同意条項（Apple Pay（クレジットカード）会員）」

<p>(新設)</p>	<p>第1条（情報提供の方法）</p> <p><u>Apple Pay（クレジットカード）を利用する又は利用を希望する会員（以下「Apple Pay（クレジットカード）会員」といいます。）は、当行が割賦販売法に基づき情報の提供を義務付けられる事項（同法第30条第1項及び第2項（その後法令変更により所定条項が変更された場合には変更後の条項をいいます。以下同じとします。）参照）について、当行の選択により、紙媒体又は電磁的方法のいずれかにより交付できるものとするに同意します。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条（電磁的方法による情報提供の方法及び内容）</p> <p><u>当行は、割賦販売法第30条第1項及び第2項に基づく情報提供を電磁的方法により行います。その具体的方法及び内容は以下の通りです。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>電磁的方法による情報提供の方法は、当行のサーバー上の当行 WEB ペ</u>

JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
(2023年12月21日改定)

	<p><u>ージ(https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/card/credit/vm/pdf/crd_cdt_kitei25.pdf)</u> 画面にて、Apple Pay (クレジットカード) 会員の閲覧に供する方法とします。ファイル形式は、[PDF ファイル] とします。</p> <p>2 会員は、当行サーバー上から、「Apple Pay (クレジットカード用) 法定書面 (PDF ファイル)」をダウンロードし、会員の PC その他の端末に保存下さい。</p> <p>3 会員は、PDF ファイルを閲覧可能なソフト又はアプリ (Adobe Acrobat 等) を使用して PDF ファイルを閲覧するものとします。端末へのインストールが未了な場合は、インストールが必要となります。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第3条 (電磁的方法による情報提供の方法の変更)</u> 当行は、電磁的方法による交付を承諾された会員の利用に際し支障をきたすおそれが著しく低いと判断した場合、あらかじめ当行ウェブサイト上に掲載又は電子メール等で通知して変更内容を明らかにすることにより、<u>会員の同意を得ることなく、「電磁的方法による交付の方法」を変更することができるものとします。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第4条 (通信費用等)</u> 会員と通信サービス業者等との間の契約に基づく通信費用等については、<u>会員の負担となります。</u></p> <p><u>※Apple、Apple Pay は Apple Inc. の商標です。</u> <u>(2023年12月21日時点)</u></p>

以上